

平成19年2月1日 改正  
 平成23年5月1日 改正  
 平成25年10月1日 改正  
 平成30年10月1日 改正  
 令和3年4月1日 改正  
 令和5年9月1日 改正  
 令和6年10月1日 改正

## 富加町町長交際費支出基準

### 1. 目的及び趣旨

町長交際費は、町長又はその代理の者が行政執行のため町を代表して外部との交渉上、特に必要と認める場合に支出する接遇、儀礼、交際等に要する経費であり、交際費の支出の適正化を図るため、交際費の支出に関し基準を定める。

なお、執行にあたっては、社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

### 2. 支出項目

#### (1) 儀礼的経費

お祝い、お見舞い、香典、生花、淋見舞い、生花、その他慶弔に係る経費

#### (2) 社交的経費

各種会合等に出席する際の会費その他社交に必要な経費

#### (3) 謝意的経費

視察訪問先等に対する土産その他謝意に関する経費

#### (4) その他

町政運営上必要な交際等に要する経費として町長が特に認めるもの

### 3. 支出基準額

下表のとおりとする。なお、この事案以外が発生したときは、その都度定めることとする。

項 目	区 分	対象者・具体的事例	金 額 等
儀礼的経費	弔 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会議員、その他の委員 本人、配偶者及び、子</li> <li>・ 特別職（前職・元職含む）</li> <li>・ 職員 本人、配偶者及び、子</li> <li>・ 町外の首長等 本人：可茂管内・関市 その他町長が必要と認めた場合</li> </ul>	生花一対・供花 香典 1万円以内 淋見舞 3千円以内
	見舞(病気等)	議会議員、その他の委員	1万円以内

項 目	区 分	対象者・具体的事例	金 額 等
	慶 祝	町外の首長等 本人：可茂管内・関市 その他町長が必要と認めた場合 ※原則5日以上入院を要する場合に限る  褒章叙勲祝賀会、記念行事の祝事	1万円以内
社交的経費	会 費	町長宛出席依頼のもの（随行者含む）	会費相当 (1人当たり1万円以内)
謝意的経費	記念品等	・視察訪問先等に対する土産 ・お礼、贈答品などの支出	1万円以内
	食糧費	懇談費など渉外活動に伴うもの	1万円以内(1人当たり)
その他	町政運営上必要な交際に要する経費等として町長が特に認めるもので、金額については相当額とする。		

1. その他の委員に該当する委員

- (1) 選挙管理委員会委員      (2) 監査委員      (3) 農業委員  
(4) 教育委員      (5) 消防団本部役員      (6) 固定資産評価審査委員

2. 激励金については、所管課で予算計上し、運用規程に沿って支出すること。

3. 儀礼的経費として、町長交際費以外から支出するものは、以下の場合とする。

- (1) 支出科目：通信運搬費  
(2) 区 分：慶事・弔事  
(3) 対 象 者：議会議員・職員・町外の首長等  
・町内在住の者については、戸籍担当で行う。  
・それ以外は別に定める。

4. その他経費として、町長交際費以外から支出するものは、以下の場合とする。

- (1) 支出科目：筆耕料・印刷製本費  
(2) 区 分：為書・名刺

別に定めるもの（弔事）

議会議員・職員の関係者の弔事(礼儀的経費)について、次のとおり運用する。

1. 議員の実父母・義父母・実祖父母・義祖父母 弔電  
(実父母・義父母・実祖父母においては同居・別居は問わない。義祖父母においては同居のみ)
2. 職員の実父母・義父母・実祖父母・義祖父母 弔電  
(実父母・義父母・実祖父母においては同居・別居は問わない。義祖父母においては同居のみ)